

（午前9時30分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。
いよいよ本日最終日となりました。

ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

この際報告いたします。市長から平成20年6月18日付、橋総第56号をもって追加議案3件が送付されております。

次に、経済建設委員会委員長 清水君から、平成20年6月16日付をもって議案1件が、同じく文教厚生委員会委員長 平林君から、平成20年6月17日付をもって議案1件が、同じく議員瀧君ほか1名から、平成20年6月17日付をもって議案1件が、同じく議員阪本君ほか1名から、平成20年6月17日付をもって議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において4番 松浦君、13番 瀧君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第5号 橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定につい

て

○議長（中上良隆君）日程第2 議案第5号 橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）おはようございます。それでは委員長報告を行います。報告書を読み上げまして報告としたいと思います。

去る6月12日の本会議において本委員会に付託された議案第5号 橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について を審査するため、6月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第5号は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律により、地域が策定し、大臣同意を得た基本計画に定められている指定業種の企業進出があり、その事業者が設置する施設に課する固定資産税について、課税免除、または不均一課税の措置を行った場合、総務省令平成19年第94号に基づき、その減収分の4分の3が普通交付税として補填措置が講じられることとなり、本市において、また企業誘致において有利であることから、進出企業に対し、固定資産税の課税免除措置を講じたく条例を制定するものである。

委員から、本条例の対象区域について ただしがあり、橋本市域が対象となる との答弁がありました。

固定資産税の課税免除の適用条件と適用期間について ただしがあり、大臣同意日である平成20年2月1日から5年以内に対象施設を設置した事業者が対象となる。土地については、同意日以後に取得し、かつ、取得日の翌日から起算して1年以内に工事着手された場合、また、家屋もしくは構築物については、同意日から起算して5年以内に完成した場合、課税免除の特別措置の適用が可能となり、固定資産税を新たに課する年度から3年度分が対象となる との答弁がありました。

交付税措置について ただしがあり、市税等の減免を行っても、通常、交付税が増額されることはないため、減免により生じる減収分については、一切補填されずに自治体の歳入減につながる。これでは企業立地の促進につながらないため、進出企業に対し、固定資産税の課税免除、または不均一課税の措置を行った場合、当該自治体の減収分の4分の3相当額を基準財政収入額から控除することにより、地方交付税が増額となり減収分が補填されることになる との答弁がありました。

進出企業に対する税制上の優遇措置として、半島振興法による措置、また企業立地促進法による措置があるが、企業にとってどのような適用となるのか とのただしがあり、半島振興法と企業立地促進法では、償却資産の取り扱いが異なるため、優遇措置の選択、適用については、企業の意向を伺い、企業にとって有利な申請を行う予定である との答弁がありました。

市全域を対象区域とする本条例と用途地域の考え方について ただしがあり、用途地域に適合しない業種は立地することができないため、本条例については、用途地域に適合し

た業種であり、かつ、大臣同意を得た基本計画に定められている情報家電関連産業及び新エネルギー関連産業の進出があった場合、対象となる との答弁がありました。

以上で委員長報告を終わります。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第5号 橋本市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例の制定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第9号 市道の認定について

○議長（中上良隆君）日程第3 議案第9号 市道の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）委員長報告書。去る6月12日の本会議において、本委員会に付託さ

れた議案第9号 市道の認定について を審査するため、6月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記。議案第9号は、独立行政法人都市再生機構が、橋本都市計画事業橋本隅田土地区画整理事業により建設された垂井岩倉線、延長579.50m、幅員5.60mを新たに市道として認定するものであり、委員会はさきに現地に赴き、調査の後、審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上、委員長報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 市道の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。